

コンソーシアム協定書

一般社団法人佐久産業支援センター（以下「甲」という。）、株式会社サワイ、信州大学社会基盤研究所及び佐久商工会議所は、以下のとおり、コンソーシアム協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

（目的）

第1条

本協定書は、甲及び一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「JANPIA」という。）から資金分配団体（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）第19条第2項第3号ロに定めるものをいう。）として選定された公益財団法人長野県みらい基金との間で令和4年8月17日付で締結された資金提供契約（その後の変更を含む。また、かかる契約に関連して締結される契約、覚書等を含む。以下「資金提供契約」という。）に基づき、甲が、実行団体（公益財団法人長野県みらい基金からの助成等を受けて民間公益活動を行う団体（休眠預金等活用法第19条第2項第3号イに定めるものをいう。））として実施する別紙1（本事業）記載の事業（以下「本事業」という。）を効率的かつ効果的に実施するためにコンソーシアムを組成すること及び組成したコンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）の運営等に関する事項を定めることを目的とする。なお、本コンソーシアムは民法上の組合の組成を意図するものではない。

（名称）

第2条

本コンソーシアムの名称は、ヘルSee佐久イニシアティブ・コンソーシアムとする。

（事務所の所在地）

第3条

本コンソーシアムは、事務所を長野県佐久市中込 2336-1 ワークテラス佐久 101 に置く。

（構成団体の名称等）

第4条

本コンソーシアムの構成団体（以下「本構成団体」という。）は、次の各号のとおりとする。

- | | |
|---|---------------|
| (1) 一般社団法人 佐久産業支援センター
長野県佐久市中込 2336-1 ワークテラス佐久 101 | 代表理事 榎山 徹 |
| (2) 株式会社 サワイ
長野県佐久市小田井 1077-6 | 代表取締役社長 澤井 孝幸 |
| (3) 信州大学社会基盤研究所
長野県北佐久郡軽井沢町長倉 5304-6 | 所長 丸橋 昌太郎 |
| (4) 佐久商工会議所
長野県佐久市中込 2976-4 | 会頭 榎山 徹 |

(代表者及び権限)

第5条

1. 本コンソーシアムの代表者は甲とする。
2. 本コンソーシアムの代表者は、本事業の実施に関して本コンソーシアムを代表し、併せて、本事業の実施その他の本コンソーシアムの運営（以下「本コンソーシアムの運営等」という。）に必要な資金（但し、第10条第3項及び第4項に定める場合に発生する債務、費用その他の支出のために必要な資金は含まれない。以下「本コンソーシアム運営等資金」という。）その他の財産を管理する権限を有するものとする。
3. 本構成団体は、本コンソーシアムの代表者が本コンソーシアムの窓口として第三者と交渉等を行う場合には、その求めに応じて、自らの担当業務（次条第1項で定義される。）に関して必要な協力を行うものとする。

(本構成団体の業務分担)

第6条

1. 本構成団体が本コンソーシアムにおいてそれぞれ担当する業務（以下「担当業務」という。）は、別紙2（各本構成団体の担当業務）のとおりとし、担当業務を変更する必要が生じたときは、運営委員会（次条に基づいて組織される。以下同じ。）の決議により、これを変更することができるものとする。
2. 各本構成団体は、適用のある法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその担当業務を実施するものとする。
3. 各本構成団体は、運営委員会の決議により承認を得た場合に限り、その担当業務の一部を第三者に委託することができる。
4. 各本構成団体は、その担当業務の実施状況について、運営委員会の求めに応じて運営委員会に報告するものとする。
5. 各本構成団体は、各事業年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までを一事業年度とする。以下同じ。）の終了の日から7日以内に、運営委員会の指定する様式で当該事業年度における業務実施状況に関する報告書（以下「本業務実施状況報告書」という。）を作成して運営委員会に提出し、その承認を得るものとする。

(運営委員会)

第7条

1. 各本構成団体は、その役員又は従業員の中から、運営委員をそれぞれ1名選出するものとし、全ての運営委員をもって運営委員会を組織する。
2. 運営委員会は、各本構成団体の担当業務の進捗状況の管理、監督等を行い、また、本事業の適正な実施及び本コンソーシアムの適正な運営を確保するために必要な体制の整備、運用等を行う責任者を選任するものとする。
3. 各本構成団体は、自らが選出した運営委員をして、善良なる管理者の注意をもって運営委員会の構成員としての職務を行わせるものとする。
4. 運営委員会の招集手続、決議事項及び報告事項、決議の方法、議事録の作成、第2項に定める責任者の選任の方法その他の運営委員会の運営に必要な事項は、別紙3ヘル See 佐久イニシアティブ・コンソーシアム運営規則（以下「本コンソーシアム運営規則」という。）に定めるものとする。

(ガバナンス・コンプライアンス体制の整備等)

第8条

1. 本コンソーシアムは、本事業の適正な実施及び本コンソーシアムの適正な運営を確保するために必要な内容を、別紙3本コンソーシアム運営規則に定めるものとする。
2. 本コンソーシアムは、各本構成団体の役職員による内部通報制度の利用を促進する

ため、以下の各号いずれかの措置を講ずるものとする。

- (1) 消費者庁が策定する「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（平成28年12月9日）（その後に改定があった場合には改定後のものを指す。以下「内部通報ガイドライン」という。）を踏まえた内部通報制度を整備し運用すること。
- (2) 各本構成団体の役職員に対し、JANPIA に設置されている内部通報制度の存在、利用方法等を周知するとともに、当該内部通報制度の利用者の保護のために必要な事項を定めること。
3. 本コンソーシアムは、本協定書（別紙を含む。）及び運営委員会の議事録について、第三者から正当な理由に基づく開示の請求を受けた場合には、当該第三者にこれを開示するものとする。
4. 本コンソーシアムは、前項に定める開示を行う場合の具体的な手続その他前項に定める開示を行うために必要な事項を定めるものとする。
5. 本コンソーシアムは、各本構成団体又はその役職員による、本コンソーシアム運営等資金の本コンソーシアムの運営等以外の目的での使用その他本コンソーシアム運営等資金の不正使用その他の違法若しくは不正な行為（本事業に関するものに限られない。）の疑いが合理的に認められた場合には、公益財団法人長野県みらい基金にその概要（かかる違法若しくは不正な行為を行った本構成団体又は役職員の所属する本構成団体の名称を含む。）を報告するものとする。また、かかる場合、本コンソーシアムは、上記概要を自らの Web サイト上等で広く一般に公表することができるものとし、各本構成団体はこれに協力するものとする。

(会計)

第9条

1. 本コンソーシアム運営等資金は、資金提供契約で定められた本コンソーシアムの代表者の「指定口座」（以下「本口座」という。）において管理するものとする。
2. 本コンソーシアムの代表者は、本口座において、本コンソーシアム運営等資金及び資金提供契約において管理を行うことが認められた金銭以外の金銭の管理を行ってはならないものとする。
3. 本コンソーシアムの代表者は、やむを得ない事由があると公益財団法人長野県みらい基金及び運営委員会が認めた場合を除き、本口座から現金の出金を行わないものとし、原則として、本口座からの支出（本コンソーシアムの運営等のための各本構成団体に対する支出を含む。）は振込みによって行うものとする。
4. 本コンソーシアムの代表者は、前項の規定に基づいて本口座から現金の出金を行う場合には、資金提供契約に定める方法により、次の各号に掲げる事項を現金出納帳その他の書類に記録するものとする。
 - (1) 本口座から出金した現金の額
 - (2) 出金の日時及び目的
 - (3) その他公益財団法人長野県みらい基金が出金の内容を把握するために必要な事項
5. 本コンソーシアムの代表者は、本コンソーシアムの運営等に係る会計帳簿を作成して、本コンソーシアムの運営等の収支状況等を適時かつ正確に記録しなければならない。会計帳簿その他本事業に係る書類データは、本事業の完了日の属する事業年度終了後 5 年間、本コンソーシアムの代表者にて保管するものとする。

(本構成団体の責任)

第10条

1. 各本構成団体は、本コンソーシアム運営等資金について、本コンソーシアムの運営等のためにのみ使用するものとし、それ以外の目的で本コンソーシアム運営等資金を使用してはならないものとする。
2. 各本構成団体は、他の本構成団体と連帯して本コンソーシアムの運営等を行うもの

とし、他の本構成団体がその担当業務を実施すること又は完了することが困難と合理的に認められる場合には、当該他の本構成団体の担当業務について、運営委員会の決議に従って、これを実施するものとする。

3. 各本構成団体は、本コンソーシアムの運営等に関して自らが実施した業務（その担当業務に限られない。本項において以下同じ。）について、一切の責任を負うものとし、これに関連して第三者との間で紛争が生じた場合、自らの責任と費用負担において当該紛争を解決するものとし、他の本構成団体は当該第三者に対して、一切の責任を負わないものとする。
4. 甲が、本コンソーシアムの運営等に関して、その責めに帰すべき事由によらずに損害を被った場合（本コンソーシアムの運営等に関して損害を被った第三者に甲が補償を行ったことにより、甲が他の本構成団体に対して求償債権を取得した場合を含む。）、甲以外の本構成団体（以下「非代表団体」という。）は、連帯して、甲に対してその損害を負担する責任を負う。

（非代表団体のガバナンス・コンプライアンス体制の整備等）

第11条

1. 各非代表団体は、本事業の適正な実施及び本コンソーシアムの適正な運営を確保するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 本事業の適正な実施及び本コンソーシアムの適正な運営を確保するために必要な体制の整備、運用等（諸規程の整備及び運用を含むが、これに限られない。）を行う責任者を設置すること
 - (2) 資金提供契約に基づき甲が備えている諸規程と同等の内容の規程を備えること
2. 各非代表団体は、各非代表団体の役職員による内部通報制度の利用を促進するため、以下のいずれかの措置を講ずるものとする。
 - (1) 内部通報ガイドラインを踏まえた内部通報制度を整備し運用すること
 - (2) 各非代表団体の役職員に対し、JANPIA に設置されている内部通報制度の存在、利用方法等を周知するとともに、当該内部通報制度の利用者の保護のために必要な規程の整備をすること

（本構成団体の脱退等）

第12条

1. 本構成団体は、本協定期間（第17条第1項で定義される。以下同じ。）内においては、次項又は第3項に定める場合を除き、本協定書の解除により本構成団体であることを辞めること（以下「脱退」という。）ができないものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、脱退を希望する本構成団体（以下「脱退希望団体」という。）は、全ての運営委員が出席する運営委員会において、次の各号が満たされ脱退が承認された場合に限り、脱退することができるものとする。
 - (1) 脱退希望団体の担当業務を適切に実施することが可能な第三者又は他の本構成団体が、脱退希望団体の本協定書上の地位を承継することを承諾すること
 - (2) 全ての運営委員が脱退に賛成にすること
3. 本コンソーシアムは、本構成団体が、次の各号のいずれかに該当し、本コンソーシアムの構成団体であることが相当でなくなったと認められる場合は、運営委員会の決議により、当該本構成団体（以下「不相当団体」という。）を脱退させることができるものとする。
 - (1) 本構成団体が、本協定書上の義務に違反したこと、財産状況の悪化等により担当業務の実施が困難となったことその他の事情により本コンソーシアムの構成団体であることが相当でなくなったと認められる場合（(2)に該当する場合を除く。）
 - (2) 本構成団体が、第15条第1項、同条第2項又は同条第3項の規定に違反したと甲

が合理的に認め、運営委員会にその脱退を発議した場合

4. 前項の規定により不相当団体を脱退させる場合には、不相当団体以外の本構成団体（以下「残存団体」という。）は、運営委員会において、不相当団体の脱退後の本コンソーシアムの運営等の継続に係る次の事項について協議を行うものとする。
 - (1) 各本構成団体の担当業務の変更
 - (2) 不相当団体の担当業務を適切に実施することが可能な、残存団体のいずれか又は第三者への不相当団体の業務の承継（これに必要な本協定書の当事者又は内容の変更を含む。）等
5. 不相当団体は、その業務の承継に関し、残存団体から求められた場合にはこれに協力するものとする。なお本項の義務は、脱退の効力発生後も存続する。
6. 第4項の規定は、本構成団体が本協定期間内において解散又は消滅した場合に準用する。

（資料の提供）

第13条

各本構成団体は、本業務実施状況報告書、第9条第5項に基づいて作成された会計帳簿その他の本コンソーシアムの運営等に関連して作成又は整理された書類を、甲が、その裁量により、又は公益財団法人長野県みらい基金の求めに応じて、公益財団法人長野県みらい基金に提供することを承諾し、これに協力するものとする。

（秘密保持）

第14条

1. 本協定書において秘密情報とは、一方当事者（以下「開示当事者」という）が他方当事者（以下「受領当事者」という）に対して、本コンソーシアムの運営等に関して、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本協定締結の前後を問わず、開示した一切の情報（本協定書の存在及び内容、本事業の実施の事実及びその結果並びに本構成団体が保有する技術上及び業務上の情報（アイデア、ノウハウ、発明、図面、仕様、データ等）を含むが、これらに限定されない。）をいう。但し、次の各号のいずれかに該当するものについては、秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示された時点において、既に公知の事実であった情報
 - (2) 開示された時点において、受領当事者が既に了知していた情報
 - (3) 開示された後に、受領当事者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (4) 受領当事者が秘密保持義務を負うことなく、開示当事者に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - (5) 開示された後、受領当事者が秘密情報を使用することなく独自に開発した情報
2. 第1項で規定する秘密情報の内、開示範囲を限定し厳格に管理するものを「A類秘密情報」、本コンソーシアム運営上の必要性からコンソーシアム内外の第三者に開示できるものを「B類秘密情報」と呼ぶ。A類及びB類秘密情報の項目及びその秘密保持期間については別途規程で定める。
3. A類秘密情報について、受領当事者は厳に秘密を保持するものとし、開示当事者の事前の書面による承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。
4. B類秘密情報について、受領当事者は、本コンソーシアムの運営等に必要範囲のみにおいて、各本構成団体の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザーであって秘密情報を知る必要のある者に対して、開示することができる。
5. 受領当事者は、前二項の規定に基づき秘密情報の開示を受ける第三者が法律上守秘義務を負う者でないときは、本協定書に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を当該第三者に課してその義務を遵守させるものとし、かつ、当該第三者において

その義務の違反があった場合には、受領当事者による義務の違反として開示当事者に対して直接責任を負うものとする。

6. 前五項の規定にかかわらず、受領当事者は、法令又は裁判所、監督官庁、金融商品取引所その他受領当事者を規制する権限を有する公的機関の裁判、規則若しくは命令に従い必要な範囲において秘密情報を公表し、又は開示することができる。但し、受領当事者は、かかる公表又は開示を行った場合には、その旨を遅滞なく開示当事者に対して通知するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第15条

1. 各本構成団体は、自ら並びにその役員、その経営に実質的に関与している者及び従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（これらを総称して以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを保証する。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 各本構成団体は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを保証する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 本コンソーシアムの運営等（疑義を避けるため、自ら又は他の本構成団体の担当業務を含むものとする。）に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて他の本構成団体の信用を毀損し、又は他の本構成団体の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 各本構成団体は、前二項に違反する事項が判明した場合には、直ちに他の本構成団体に対して書面又は電子メールでその旨を通知するものとする。
4. 各本構成団体は、他の本構成団体が前三項の規定に違反した場合には、これにより自らが被った損害の賠償を請求することができる。
5. 本コンソーシアムは、本事業の適正な実施及び本コンソーシアムの適正な運営を確保するための措置（警察庁への照会を含むが、これに限られない。）を講ずるため、各本構成団体に対して、各本構成団体の役員に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができるものとし、各本構成団体はこれに応じるものとする。
6. 各本構成団体は、第12条第3項の規定により本条第1項から第3項までの規定に違反した本構成団体を不相当団体として本コンソーシアムから脱退させた場合、それにより、当該不相当団体が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

(譲渡禁止)

第16条

各本構成団体は、本協定書に定める場合を除き、他の全ての本構成団体の事前の書

面又は電子メールによる承諾なく、本協定書上の地位並びに本協定書に基づく権利及び義務を第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保設定その他の処分をしてはならないものとする。

(有効期間)

第17条

1. 本協定書の有効期間（以下「本協定期間」という）は、本協定書の締結日から令和7年3月31日、本事業が完了したと甲が判断した日又は本コンソーシアムが解散した日のいずれか早い日までとする。
2. 前項の規定にかかわらず、本協定書が終了（その原因を問わないものとする。）した後においても、第9条第5項に定める会計帳簿の保管、第13条に定める書類の公益財団法人長野県みらい基金への提供、第14条に定める秘密情報の管理は有効に存続するものとする。

(解散等)

第18条

1. 本コンソーシアムは、次の各号のいずれかに該当した場合に解散するものとする。
 - (1) 本事業が完了した場合
 - (2) 運営委員会が本コンソーシアムの解散を決議した場合
 - (3) 甲が本コンソーシアムから脱退した場合
2. 本コンソーシアムが解散した場合、解散の時点で残存する本コンソーシアム運営等資金は全て甲に帰属するものとする。
3. 資金以外の本コンソーシアム運営に係る財産（試作機、その製造・試験装置、試作したソフトウェア、活動成果から生じた論文等の知的財産を含むが、これに限られない。）については、全ての運営委員が出席する運営委員会において、現況を確認し、その帰属及び処分の方法を協議し決議する。
4. 本コンソーシアムが解散した後においても、本協定期間中の本事業の実施につき瑕疵があったときは、本構成団体は連帯してその責に任ずるものとする。

(本協定書に定めのない事項)

第19条

本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(本協定書の修正及び変更)

第20条

本協定書を修正又は変更するには、本構成団体全員の書面による同意を要するものとし、本協定書を修正又は変更した場合、甲は、当該書面の副本1通を公益財団法人長野県みらい基金に提出するものとする。

(管轄裁判所)

第21条

1. 本協定書は、日本法を準拠法とし、日本法に基づき解釈されるものとする。
2. 本構成団体の間で生じる本協定書に関する一切の紛争については、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第22条

本協定書の解釈に関して疑義が生じた事項については、各本構成団体は誠意をもって協議のうえ、円満に解決を図るものとする。

本協定書締結の証として、本協定書の正本 4 通及び副本 1 通を作成し、各本構成団体が記名押印の上、正本については各本構成団体が各 1 通を保有し、副本については 1 通を公益財団法人長野県みらい基金に提出する。

令和 4 年 9 月 1 6 日

甲：

(所在地) 長野県佐久市中込 2336-1 ワークテラス佐久 101
(名称) 一般社団法人 佐久産業支援センター
(代表者) 代表理事 榎山 徹



構成団体：

(所在地) 長野県佐久市小田井 1077-6
(名称) 株式会社 サワイ
(代表者) 代表取締役社長 澤井 孝幸



構成団体：

(所在地) 長野県北佐久郡軽井沢町長倉 5304-6
(名称) 信州大学社会基盤研究所
(代表者) 所長 丸橋 昌太郎



構成団体：

(所在地) 長野県佐久市中込 2976-4
(名称) 佐久商工会議所
(代表者) 会頭 榎山 徹



別紙 1 (本事業)

1. 佐久市の現状とヘル See 佐久プロジェクト

佐久市は「世界最高健康都市」を目指し、先端医療の提供や開業医・医療従事者が多いことを誇っているが、特定健診受診率やがん検診受診率、健康優良法人取得企業数で課題を残している。このため、一般社団法人佐久産業支援センターは、新たに「健康無関心層の行動変容による健康推進ブランディング」と「ヘルスケアエコシステムの佐久モデルの実現」の構想を掲げ、その柱の一つとして、令和 4 年度より「ヘル See 佐久プロジェクト」を開始する。本プロジェクトでは、当センター、佐久市内企業、アカデミア及び医療機関を中心に、持続可能な健康増進ソリューションの開発とその基盤となるヘルスケアデータ活用のためのプラットフォーム実現を目指す。この活動を通じて、医療介護・健康産業の創出と、地域住民の健康増進をサポートする新たなシステムの社会実装に繋げて行く。

2. プロジェクトの具体的取組

(A) 健康アンケート

- ① 佐久市内企業従業員・家族への健康アンケートの実施

(B) 健康アンケート結果の分析

- ① 健康無関心から行動変容させる動機付け方法の考案
- ② 重点的に取り組むべき疾患の特定と疾患に至る生活習慣の絞り込み
- ③ 特定した疾患の改善または回避に繋がる行動の明確化、行動中のモニタリング項目(活動量データ、バイタルデータ)の明確化

(C) デジタルシステムの構築

- ① (B) の 3 項目を実装した、ウェアラブル端末・スマートフォン・クラウドから成るデジタルシステムの構築
- ② 不特定多数からデータ収集する際に遵守すべき法的要求の確認とデジタルシステムへの組込

(D) 実証実験

- ① デジタルシステムを用い、佐久市内企業従業員・家族を対象とした実証実験の実施

(E) 実証実験結果の検証

- ① 行動変容に繋げる動機づけ方法の有効性
- ② 特定した疾患に対して実施する改善行動、モニタリング項目の適格性・有効性
- ③ ウェアラブル端末・スマートフォン・健康クラウドの使い勝手・不具合

(F) 佐久市民各層への展開

- ① 有効性が確認されたデジタルシステムを事業化する方策を検討
- ② 市内企業従業員・家族以外の市民セグメントへの展開について、デジタルシステムの再利用・機能拡張の可能性を検討
- ③ 対象市民セグメントに応じたサービス事業の事例を検討し提案

別紙 2 (各本構成団体の担当業務)

1. 幹事団体 一般社団法人 佐久産業支援センター
 - ① 運営資金他財産の管理を行う。
 - ② 運営委員会を開催し、各構成員の担当業務の進捗管理・調整・情報共有を行う。
 - ③ 各協力団体の担当業務の進捗管理・調整・情報共有を行う。
 - ④ その他、本事業の目標が達成されるよう必要な支援を行う。
 - ⑤ 公益財団法人長野県みらい基金への報告・連絡に当たる。

2. 構成団体 株式会社 サワイ
本事業の取り組み全体(A)～(F)を推進する。

3. 構成団体 信州大学社会基盤研究所
デジタルシステムの構築、実証実験及び佐久市民各層への展開が有効に実施されるよう以下の項目に係わる助言を行う。
 - (C) デジタルシステムの構築
 - ① ウェアラブル端末・スマートフォン・クラウドから成るデジタルシステムの構築
 - ② 不特定多数からデータ収集する際の法的要求の確認とデジタルシステムへの組込
 - (E) 実証実験結果の検証
 - ① 行動変容に繋げる動機づけ方法の有効性
 - ② 特定した疾患に対して実施する改善行動、モニタリング項目の適格性・有効性
 - (F) 佐久市民各層への展開
 - ① 有効性が確認されたデジタルシステムを事業化する方策を検討
 - ② 市内企業従業員・家族以外の市民セグメントへの展開について、デジタルシステムの再利用・機能拡張の可能性を検討
 - ③ 対象市民セグメントに応じたサービス事業の事例を検討し提案

4. 構成団体 佐久商工会議所
健康アンケートと実証実験に際して、参加企業と従業員の募集、実施中の問い合わせ・トラブルに対するフォロー、実施結果の説明を行う。
 - (A) 健康アンケート
 - ① 佐久市内企業従業員・家族への健康アンケートの実施
 - (D) 実証実験の実施
 - ① デジタルシステムを用い、佐久市内企業従業員・家族を対象とした実証実験の実施

別紙 3

本コンソーシアム運営規則

(目的)

第 1 条 この規則(以下「本規則」という。)は、コンソーシアム協定書(以下「本協定書」という。)第 7 条第 4 項に定める運営委員会(以下「本委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員構成等)

- 第 2 条 本委員会は、各構成団体からそれぞれ 1 名ずつ選出された運営委員をもって構成する。
- 2 運営委員の任期は、令和 7 年 3 月 31 日又は本コンソーシアムが解散した日のいずれか早い日までとする。なお、前任者の任期途中で交代した後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 運営委員の合議に基づき、陪席人として協力団体の代表者を本委員会の構成員に加えることができるものとする。

(役員)

- 第 3 条 本委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、本委員会において、運営委員の中から互選により選任する。
 - 3 委員長は本委員会の会務を統括する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(運営体制の整備及び運用の実施責任者の選任)

- 第 4 条 本委員会は、各本構成団体の担当業務の進捗状況の管理、監督等を行う。
- 2 本委員会は、本事業の適正な実施及び本コンソーシアムの適正な運営を確保するために必要な体制の整備及び運用等を行う責任者を代表団体から選任する。

(会議及び議決)

- 第 5 条 本委員会は必要に応じ、委員長が招集する。
- 2 本委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 3 委員長は、必要があると認めるときは、オンライン等の非対面形式により本委員会を開催することができる。
 - 4 本委員会の議長は委員長がこれにあたる。
 - 5 本委員会の議事は、委員全員の賛成をもって決するよう努めなければならない。ただし、これにより難しい場合は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
 - 6 陪席人は、議長の求めに応じて発言できるが、議決に参加することはできない。
 - 7 委員長は、必要に応じて、委員・陪席人以外の者の臨時の出席を認め、その意見を聞くことができる。臨時の出席者は議決に参加することはできない。

(書面等による会議)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることによって、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

2 前条第5項の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

(審議事項)

第7条 本委員会は、本コンソーシアムの事業運営を円滑に進めるため、次の事項を審議し決定する。

- (1) 本コンソーシアムの運営に関する事項
- (2) 本コンソーシアムの事業の実施体制に関する事項
- (3) 本コンソーシアムの構成団体の業務の分担及び経費の配分に関する事項
- (4) 本コンソーシアムの協力団体の業務の分担及び経費の配分に関する事項
- (5) 本コンソーシアムの事業計画及び収支予算の決定
- (6) 本コンソーシアムの事業報告及び収支決算の承認
- (7) 本コンソーシアムの事業に必要な専門部会の設置及びその構成員の選定に関する事項
- (8) 本コンソーシアムの運営に係る規約の制定及び変更に関する事項
- (9) その他本事業の遂行に必要な事項

(議事録)

第8条 本委員会の議事については、以下の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所(オンラインによる開催の場合はその旨)
 - (2) 出席者氏名
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- 2 議事録は、全出席者に回覧の上必要な修正を行い、議長が承認し署名する。

(専門部会)

第9条 本業務を効果的に執行するため、本委員会の下にデジタルシステム構築部会を置く。

- 2 事業の進展に伴い新たな専門部会が必要となった場合は、本委員会の合議に基づき、その都度新設できるものとする。
- 3 前項に定めるデジタルシステム構築部会及び今後新設される専門部会には、構成員の互選により専門部会長を置く。
- 4 専門部会長は、部会の運営、審議の取りまとめ及び本委員会への報告に当たる。
- 5 専門部会は、運営委員・陪席人のほか、本委員会が必要と認めた者を構成員とすることができる。

(報告事項)

第10条 本委員会は、審議した事項について、議事録をもって、本コンソーシアムの構成団体に報告をしなければならない。

2 専門部会は、その審議した事項について、議事録を作成し、本委員会に報告をしなければならない。

(内部通報制度)

第11条 本委員会は、公益通報者保護法に基づき、内部通報の受付等に対応するため、各本構成団体の役員・従業員に対し、JANPIA に設置されている内部通報制度の存在、利用方法等を周知する。

2 本コンソーシアムの各本構成団体は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

(本委員会の事務)

第12条 本委員会の事務は、代表団体が行う。

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は、本委員会の決議を経なければならない。

付 則

本規則は、令和4年9月16日から施行する。

